

# 公的扶助ケースワーク論争 の遺産と課題 (I)

白 沢 久 一

- I 占領軍による批判
- II 公的扶助サービス論争
- III 仲村・岸論争をめぐって
  - (1) 公的扶助とケースワークの位地
  - (2) 保護実施過程と自己決定
  - (3) 対等な信頼関係の可能性
  - (4) 不備な行政の改善エネルギー
- IV 今後研究すべき課題

日本における戦後の公的扶助ケースワーク論争は、国民の最低生活保障というぎりぎりの行政故に、研究者と現業の「苦悩の歴史」である。それはケースワークの「理論と実際」をめぐっての論争<sup>(註1)</sup>にもつながるので、この分野での研究の重要性は消え去ってはならず、そのためには、まず今までの論争の歴史を批判的にふりかえらねばならない。

昭和20年から昭和32年ころまでの歴史は、仲村優一教授や黒木利克参議院議員の労作<sup>(註2)</sup>があるが、昭和32年以降約10年にわたる現在までの歴史的総括としての「遺産」と「課題」の研究は弱く、この時期を公的扶助の現業にあった私にとって、どうしても振返えらなければ、今後の研究の「方向」と「内容」を明らかにでき得ないと考えたからである。

特に現業に多く流された資料を中心にしながらも、理論面での論争を重視し、その論争によって得られた現業<sup>(註3)</sup>での「遺産」(統一点または成果)と残された「課題」は何かを問い明らかにすることに分析の視角をおきたい。

注1 小松源助「…ここに、仲村氏によって試みられたケースワーク論の限界があったし、またこの点をめぐって<社会科学的立場>にたたれる岸勇氏から批判がなされたが、これは公的扶助ケースワークにおけるだけでなく、ケースワークの「理論と実際」における共通の基本問題であったのである」(小松源助「ケースワーク論の展開」—その心理主義への偏向の克服を中心として—日本社会事業大学編「戦後日本の社会事業」88頁)

- 注2 黒木利克「日本社会事業現代化論」211頁～248頁（全社協，昭32年発行）仲村優一「戦後における公的扶助制度の転回（二）」（日本社会事業大学救貧制度研究会編「日本の救貧制度」所収）仲村優一「ケース記録を通して見た生活保護行政の変遷」（日本社会事業大学研究紀要「社会事業の諸問題」第11集1963年）
- 注3 本論において「現業」への視角をもつのは、一つの理論の正当性を検証する場合、「現業」での「実践」が重要な意味をもつと考えるからであり、そしてそこの「遺産と課題」こそ「理論化への第一歩」となると考えるからである。

### Ⅰ 占領軍による批判

旧生活保護法は、「権利ではなく」<sup>(註1)</sup>「怠民の防止」としての有名な欠格条項「①勤労の意志のない者、勤労を怠る者その他生計の維持に努めない者、②素行不良な者」<sup>(註2)</sup>があり保護基準は勅令によって定められ、標準金額と「限度以上の金額」<sup>(註3)</sup>にわかれていた。

- 注1 「何故権利として規定していないかといえば、およそ、国民の間に、自立向上心、独立自尊のしっかりした精神のないところには、すぐれた国家は成立ちえないからである。食べなくなったならば、救はれることを権利と心得る精神には、自らあくまで難局を打開しようとする意志が不足している。それは個人を尊敬する所以でない」（援護関係者民生委員必読「生活保護法と同胞援護」思賜財団同胞援護会編纂昭和22年3月発行9頁～10頁）
- 注2 素行不良者の取扱いは、「保護を与えることが公序良俗に反し、かえって、本人の将来を誤らしめるような場合は、もちろん、欠格者とすべきであるが、援護に従事するものは、生活の指導をもつとめとしている以上、保護を与えるようにすることが、立法の精神に副う。しかも、遷善教化しうるか否かは、援護に当るもの熱とウデによるものとすれば、たとえいかに困難なことであっても援護する道が開かれている以上、欠如条件者として簡単に処理してしまうことをせず、1人でも、この種の人をこの社会から少なくすることは、努力しがいのある緊要な努力の一部であろう」（前書，15頁）
- 注3 「各種の事情によって、どうしてもこの限度では足りない場合には、必らずしも、この限度によらず、必要額だけ、地方官や厚生大臣の認可をうけて扶助することができるようになっていく。……東京における生活の実情は聞かぬまでも、配給のみによって生活することは、副食物を自給しない限り、不可能であり……この点、援護に従事するものにとっては、極めて深刻かつデリケートである」（前書，19頁）

厚生省当局が行なった民生委員に対する処理方針は、厚生事務官園田好治著「生活保護」百問百答第一輯である。その内容は黒木氏の要約によれば、惰民養成を戒しめて、「事情によっては指導上の一つの方法として、基準額

一杯を支給せずに幾分かを減ずるような手心を加えれば、却って自立のためのはげみになる場合もあるのではないか」<sup>(注4)</sup>と述べている。

当時主な問題は、「不動産や預金」の処分問題<sup>(注5)</sup>「中等学校以上の学校」への進学問題<sup>(注6)</sup>「失業者等稼働能力のある者」の処遇問題<sup>(注7)</sup>等であった。

注4 黒木利克「日本社会事業現代化論」221頁、まさにマルサスの貧困思想の克服がされていない。

注5 小作地、貸家、持家に対する基本的考え——「…私の家が今苦境のどん底にあえていと仮定いたしました場合に、私は何んとか生きて行かねばなりませんので、次の二の方法の中、そのいずれかによって、今の苦境を切りぬけて行こうと思うのでありますが、そうした場合私の親戚なり知人なり、世間なりは、そのどちらに同情をよせてくれるでしょうか。またどちらが道義にかなった暮し方でしょうか……『その1』は例え草の根をかじっても、自分自身の力でできるだけのことをやってのけ、先ず少々の預金…等…この際全部手放して所謂“筭生活”の続く限りこれを続け、どうしてもこれ以上自分の手でやれなくなったときに始めて、親戚、知人に事情を打ち明けて援助を受けることとしたい。…『今一つの考え方』は、少々の預金や…等を今手放すことはなんとも借しいし、また手放したところで、それによって生活がいつまでも続けられるわけではないしするので、この際“筭生活”なんかは思い締めて、いっそ親戚、知人から援助を受けることとしたい、という考え方があります。この二つの考え方の中のいずれが条理にかなった、また親戚、知人はもとより、世間も同情してくれる暮しかたであるかといえ、最初の考え方であることは申すまでもない所でありまして、民主委員各位が要保護者を指導なさる場合にも当然この方法はとられることと思うのであります」(「生活保護百問百答」第一輯 11頁～12頁)

注6 中等学校以上の進学に対する指導——「つまり生活保護法では義務教育以上の教育を受ける者に対しては、学費その他の費用を支出する途がないばかりでなく法の建前から申しますと、むしろ現在一家が当面している生活苦境を切り拓いて行くためには、一時学業を廃しても先ず一家の生計の維持に協力させるよう、指導して行かねばならぬということに結論としては、なるのであります」(前書、41頁)、具体的扱いとして、厚生省にたずねてきた戦争未亡人で、長男が今まで進学していたケースに対して、以上のことをすすめるがらもお「若し息子さんがごおしても学校を止めることはいやだといひ張られたときは、奥さんがこれまで心配なすっておられたとおりの結果になるのでありますから、その場合には、いたしかたありません。そうなれば奥さんも昔の気持をすっかり捨ててどんな仕事でもして、学資やら生活費をできるだけ稼ぐ覚悟をなさらなければなりません。」(前書51頁)「—それでもなお、生活に余裕がないような場合には、今の間借りを早くやめて、母子ホームなりとお移りになり少しでも剰費を筋約され、また授産場に通って洋裁等を習うとか、少しでも収入のよい方法をお選びになることが何よりも大切だと思います。しかし、それでもなおかつ生活していくことができない場合に

は、息子さんの学資はどうにもなりませんけれども、生活費の不足分については、生活保護法によって保護されることになっておりますから、安心してやれる所までやって見て下さい。」(前書、52頁)

- 注7 失業者等の就労指導については、昭和22年4月1月厚生省発社第32号各地方长官宛厚生省社会局長、厚生省勤労局長通牒によって、「1. 失業のため現に生活困難な者に対しては、必ず最寄り勤労署に出頭せしめて、求職の申込みをなさしめるとともに、就職の決定するまでの間はとりあえず、民生委員をして、最寄の授産場に就労せしめ、または適当な内職若しくは地域内において一時的就労の機会を努めて幹施せしめる等の方途を講じ、でき得る限り勤労により自活せしめるよう指導すること。2. 勤労署において就職決定するまでの間、前項による方途を講ずるもなお生計を維持することが、困難な場合には、緊急やむを得ない措置として生活保護法によりその世帯の実情に即した、保護をなさしめること。」(前書、79頁)

占領軍当局はこれら厚生省の民生委員にする指導方針に対して、昭和24年10月10日より27日まで日本社会事業専門学校で行なわれた「現任教育講習会」の席上、批判が浴びせられた。アービン・マーカソン氏は「公的扶助(生活保護)実施に必要な民主主義の諸原則」を第一講義として行ない当時の日本において、「民主的社會の眞価はその社會中の最も弱い要素である人々がいかなる範圍の權利と特權を享有しうるかによってさだめられる。生活の保障はこれを必要とする人々に対して、個人の獨立を犠牲とすることなしに、そして民主的な思考および行動を奨励し、いわば、できるだけ速やに彼らをして獨立の状態にもどしうるような條件のもとに与えられなければならない。

…かくて、公的扶助は、左の諸基準に合するものであることが肝要である。イ、扶助は人種、皮膚の色、宗教上の信仰、政治また社会的地位の差別なく与られなければならない。ロ、個人としても団体としても優先的待遇をしてはならない。ハ、扶助は、困窮に対して行なわれ、扶助を受ける資格は、困窮以外の何ものをも基準としてはならない。ニ、公的扶助は、特殊の範疇を付してはならない。」<sup>(註8)</sup>と述べ、チャロット・ステーション氏は、「被保護者との面接」<sup>(註9)</sup>を述べ、なお、「ケースワーク」を講義したブルーガー氏は、「民主主義の發展に大切なのは個人の權利と自己の問題を解決し、自己の生活を適当に、たくみに、処理してゆけるように個人の持てる能力をのばしてゆくことであると考へたい。これは社会改善の重要さを否認するものではなく、事実多くの社会改善は、証拠を多くのケースから集めた結果として起こった。しかし大衆を対象とする國家の作り出した政策がいかに重要で有用であっても人間の問題を解決するとは思われない。人間の問題の最後の解決は、自分自身のために責任をとる能力にあり、國家の目的は人に十分な

人格の発展と自己指揮をさせる環境、教育、機会を与えることであると信ずる」(傍点は筆者)<sup>(註10)</sup>と言い、最も鋭い批判は、東北地方民部福祉局福祉係員、マーチン・シェリー氏の「日本の福祉事業の実際に対する若干の批判的観察」である。「私は、日本の役人の中でこの日本の新憲法を十分慎重に取扱わず、ただ日本の生活方式に実際にそぐわないアメリカ製憲法だと見ている者が余りにも多いように思う。私の見る所では、第25条は公的扶助計画の根柢のものである。生活保護法は第25条を適用したものである。第25条が意義のないものであれば、生活保護法も意義のないものとなるであろう。……われわれが今討議している扶助は私的の福祉組織が与えるような扶助ではなく、政府が生活保護法によって与える扶助である。生活保護法によるあらゆる扶助をわれわれは、『公的扶助』と呼ぶ。公的扶助は法的問題であって、その扶助を受ける資格のある人は、私の貧弱な意見では、権利の問題としてそれを受けることができると考える……厚生省が予めSCAPに通じた文書によると、公的扶助は権利の問題ではないということになっている。これは憲法第25条に矛盾するように思われる。…昨年における私の経験によって、私は多くの民生委員が生活保護法に通じていても、公的扶助を実際に行なう場合、それを自分等の個人的な感情問題と考えたり、恰も個人的な贈物のごとく扱っている。『私は彼等が気の毒になったので、彼等に援護をあたえた』という言葉があたり前のこととなっている。これは温情主義の一例である。……扶助決定のこの方法は新しい法律よりむしろ封建思想の精神に貫かれたものである」<sup>(註11)</sup>として『憲法25条』『権利性』を強調している。そして、処遇方法の中で、「民生委員の多くは貧困なりと認められた保護申請者には実際に受ける資格のある扶助額より少ない扶助額を与えるべきだという方針を取っている。これは困窮者が得る資格ある扶助額より少ない額を受けた方が、一日も早く自立せしめることになるであろうという考え方である。……このような指導は誤りであって、訓練便覧から取除かねばならない。私はこうした間違った教え方をしているのが「百問百答」だと信じている」<sup>(註12)</sup>、そして、具体的なケース「3万円で娼家へ母親に売られた18才の少女」の例を出して、みごとな実践例を述べている<sup>(註13)</sup>。「最後に私は日本のすばらしい言葉を引用したい。それは、『人は同時に二足の草鞋をはくことはできない』ということわざである。私はこれを封建的な福祉計画を実施しながら同時に、民主主義的な福祉法と公的扶助の実施について話してはならないという意味に解釈する。」<sup>(註14)</sup>

- 注8 「現代社会事業の基礎」（日本社会事業協会発行昭和24年）29頁～30頁 民主的態度や面接の必要、ワーカーのおしつけをさけることと述べている。
- 注9 「被保護者との面接」では「ソーシャル、ワーカーは自身の役割りの何たるかを十分知悉していなければならない。彼は、自己の地位に思いついて被保護者を、見下したり、被保護者に命令したり大名が家来を取扱うような態度を執るべきではない。ソーシャル、ワーカーは人間性と行為の研究者で本質的な人間の衝動や必要は、万人にとって共通であることをよく理解する人でなければならない。寛容と忍耐をもたなければならない。ソーシャル、ワーカーは、被保護者が利用できる社会的資源は、自分の近くに、どんなものがあるかをよく研究していなければならない。そして公共保護、収容保護に関する法律を熟知していなければならない」「秘密のままられる場所は第二に必要であって、なんとかして実現しなければならない。大ていの地方では、民生事務所の中に私的面接室として、作られた室はほとんどなく、仕方なくときには市長室、会議室などを利用している始末である」「ソーシャル、ワーカーの意志、または計画は被保護者におしつけるべきではなく、連続した面接で作られた計画は、被保護者のものでなければならない」（前書、121頁～123頁）
- 注10 前書、137頁の社会改善との関係に多くの教訓がある。
- 注11 前書、188頁～189頁
- 注12 前書、190頁
- 注13 前書、191頁～192頁「最初は、公的扶助を受けていなかった十人家族の例である。この家族には、2年前に、3万円で娼家へ母親に売られた18才（日本年令）の少女がいた。この娘は娼家で起居していたが、彼女の両親と乳児を含む7人の弟や妹は窓も戸もない木片と金属片でできた見る影もない小屋の二畳の筵の上で住んでいた。寝具も毛布もなく、家族は全部ぼろをまとっていた。われわれがこの家族を担当していた民生委員を訪問したとき、その婦人民生委員は、その家族たちは至って健康であるから、扶助の要は少しもないと話した。こんなわけで、もし家族が健康であるときは、この民生委員流で行くと生活保護法によって特別の考慮を払う必要は少しもないということになる。彼女はその長女が娼婦であることを知っていた、しかし明らかに、このことは福祉上の問題ではなかった。何れにしても、その子供はかせぎをその家族にみついていたのである。その収入の出所や子供のしている仕事は、その民生委員の関係するところではなかったようである。しかし市の役人はこのケースに異なった考えをもっていた。この子供は娼家から移されて、児童相談所に預けられた。そこで行なった検診の結果、彼女が梅毒にかかっていることがわかった。寝具、衣類、および経済的援助がその家庭に与えられた。住居についても若干のことがなされるであろう。生活保護法では厚生省の認可があれば、家屋の修繕費を出してもよいことになっている。……家族が達者だからと指導や扶助の必要がないとは言えない、われわれは家族がせいぜい動物の入るような家で暮しているのを黙過してよいであろうか。厚生省が住居の修繕費用を意しているからには、最小限、世間並の住居の必要条件があると考えられる。その民生委員はその子供が娼婦であることを知っていたが、その家族に「十分な収入」があり、彼等の頭の上には「屋根」があるので彼女は何もする必要がなにかんがえていた。その娘は月々1,500円を仕送っていた。このような収入が家の予算にかぞえられてよいも

## 公的扶助ケースワーク論争の遺産と課題

のであろうか。…上記の子供の娼婦の場合は、医療手当が施されつつあり、そして児童相談所で保護が加えられていて、そこで彼女は有益な仕事をしながら指導を受けている。彼女が現在家族と住んでいる家は、更生のあらゆる企図をくつがえすであろう。けれども彼女に興味を持った所長と職員は、彼女を上げまし彼女が別の種類の仕事を身につけたいと思うようにした。彼女が後で適当な賃金の適当な仕事につけば、彼女は必ず、元に戻ってしまおうであろう。」等々多くのケース事例があり「…そして、また、扶助を受ける資格はあるが、福祉事業のやり方が悪かったり、調査の方法が悪かったり、また扶助を受けるものと受けないものと決定の方法が悪く、あるいはまた、公的扶助の解釈の仕方がわるいので、扶助を受けるのは世間的に不名誉なこととなるので援助を受けていない人が沢山いるということも分った。この最後のことは、民生委員、および多くの福祉関係官吏の頭の中に依然として根を張っている封建思想の顕著な残滓である」（前書、197頁）

注14 前書、198頁～199頁

旧生活保護法の運用をめぐる「慈善性」（封建性）と「権利性」（民主性）との対立点は、占領軍という上からの権力をもって「権利性」（民主性）の主張が法文上の勝利となり、新生活保護法の民主的側面の遺産がつけられた。

しかし、この論争が、国民的にどれだけ論争され、末端行政当局者、（特に民生委員、民生館事務所職員）に自覚されて遺産として残ったかは疑わしい。<sup>(註15)</sup>

注15 この当時の現業での発言は記録として発見できず、その当時現業にいたものの気持は「ジープでのりつけたアメリカ民生部婦人におこられなければ…」という程度の理解であったようである。

## II 公的扶助サービス論争

新生活保護法成立（昭和25年4月28日成立）「社会福祉主事の設置に関する法律」（昭和26年3月13日成立）<sup>(註1)</sup>により、「福祉に関する事務所」の設置と「社会福祉主事」の「事務吏員」もしくは「技術吏員」としての採用と資格条件が決められた。特に「社会福祉主事の性格」はあいまいで、「発足当時の事情を見ると、占領軍当局も厚生省も、対内的には……公的扶助ワーカーたる社会福祉主事は、有給専任のワーカーではあるが、専門のケースワーカーではないとされ……一方、財政当局・自治庁等に対外的折衝の場合における説得のための理由づけは、社会福祉主事はケースワーカーと称される専門家であり、福祉事務所も、ケースワーカーが配置されてケースワークを

行なう専門の機関だとされ、その上このような専門家が公的扶助業務にたずさわることによって、保護費の節約になる」<sup>(註2)</sup>と言われた。

注1 中央法規文庫：黒木利克「社会福祉主事」157頁 その提案理由は福祉三法が「……その企図するところを達成いたしますためには、どうしても担当責任者が、その適用を受けますものの日常生活のうちに、深く溶けこんで参りますことが必要となって参りますのであります。従いまして、その運用に当ります責任者、特に直接国民に接して行きます第一線事務の担当者に、よき素質と高き教養と、福祉増進に対する熱意とを要求いたしますことが、他の場合に比べまして一層必要となって参る次第であります。」また「すなわち、専任職員の名称を社会福祉主事といたしましてその任務は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に関する事務の、第一線のケース、ワーカーとして働くべきことを明記いたしました。」（前書、158頁）

注2 仲村優一「戦後における公的扶助制度の転回（二）」354頁（日本社会事業大学救済制度研究会編「日本の救済制度」所収）

社会福祉主事の成立から保護の適正化時代まで（昭和25年～31年）は、黒木利克氏を中心に厚生省保護課は現業員に対する啓蒙書が精力的に発行された。黒木利克著「社会福祉主事」（昭和27年11月発行）黒木利克著「社会福祉の手帳」（昭和28年10月発行）シャルロット・トール著、黒木：村越訳「生活保護の原理と技術」（昭和30年5月刊）等である。前書「社会福祉主事」では、シャルロット・トール著『共通の人間の欲求』を引用しながら<sup>(註3)</sup>

「…一方保護を受ける側の人々にも古来からかかり易い宿痾がある。それは慣れと、依頼根性とするが、イギリス救貧法三百年の失敗はこの法匪と俗人と乞食根性にむしばまれた結果だとされている。今日これらを治療するものは、社会事業の職業としての確立とソーシャルケースワークという特効薬以外にはないのである」<sup>(註4)</sup>とされ「社会福祉の手帳」では、「…それは被保護者階層の形成が、純経済的要因によるものではなく——もちろん、経済的窮乏化が、基本的条件ではあるけれども——そこには、転落の契機ともいべき家庭的、個人的欠陥、人間関係の不調整が——少なからず存在しているということである……このことは、われわれに対して山村における生活保護行政におけるケースワークサービスがいかに重要な技術であることを示すものに外ならない」<sup>(註5)</sup>または「社会福祉主事の一部の人々から最近次のような感想を聞くことが多い。すなわち被保護者を援助しても徒労に終ることが多く、要するに彼等の問題は全社会機構や経済機構に帰着するとし、これを解決しなければ意味がないと。なるほど環境や事情が人間の行動を決定する。



しかし人間の行動を決定するのは、単にこれらの環境や事情だけでなく、環境や事情がその個人に対しても感情である。かかる感情上の意義こそ人間の行動に最も重要な関係をもつものである」<sup>(注6)</sup>そして、人間の再建は、「……精神分析の施術の具体的な内容についての完全な知識を社会福祉主事に期待することは無理であろうが、精神分析の施術者が、患者に対して、どのような態度と、かつまたどのような施術の方針を守るべきかについての一般的に確立されている原則を理解しておくことは、社会福祉主事が被保護者の人格再建に大なり小なり関与しなければならないことから考えて、必要なことであり、また有益なことであろう」<sup>(注7)</sup>と述べている。当時の民主化運動の挫折と、経済の不況は貧困による人間性の崩壊現象を拡大し、それへの技術的方向が、精神分析に向けられてきた。<sup>(注8)</sup>そして現業には、あいつや朝鮮戦争終結後の不況による保護行政の適正化政策がしのびよりケースワークの幻想に疑問をいだかざるを得ず、研究者の側でも、いわゆる「公的扶助ケースワークサービス」論争が雑誌「社会事業」誌上で行なわれる。

注3 黒木利克著「社会福祉主事」8～9頁「…同じく（アメリカの）公的扶助従事者のための解説書『共通の人間の欲求』において、原子爆弾時代の人類のあり方とその中における社会福祉事業の重要性が強調せられ、人間性の研究と経済的努力すなわち現代的な社会福祉事業の業践を通じてこの人類の危機を克服しなければならない。として次のようにかいている。『個人と家族に最小限度の経済的保障を与える限り、それは人間の肉体的精神的福祉に貢献するのみならず、民主主義の市民としての人間の貢献に必要な感情的成長を可能ならしめる機会を与えるのである。かくて、欠乏の恐怖と敵対ということが鎮静し得られるのは、われわれが人間性というものを理解して窮乏を救うときである』と トールの「Common Human Needs（日本語名「生活保護の原理と技術」）の基本思想は人間行動の「感情」の重視からくる「権利性」理解や、問題把握は、日本において、「保守性」と「進歩性」を同時に有していた。

注4 前書22頁、この思想は、当時の厚生省当局者特に黒木利克氏に一貫した思想である。イギリス救貧法史上、この思想が定説とは考えられないし、イギリス18世紀的思想を20世紀の日本にもってくることの意味の方が問題視されなければならない。この思想は、昭和38年、当時の厚生省押木崎次郎氏の論文（雑誌「生活と福祉」38年4月号「ケースワークにつよくなる工夫」(1)に「チャルマーズ」の引用によって、その復活がはかられている。

注5 黒木利克著「社会福祉の手帳」92頁～94頁大分県の社会福祉主事外国徴美氏の「保護世帯が具体的にどのような過程を経て保護階層に転落し、またそれらが、いかなる生活条件に立っているか」の実態報告からの引用で①老人、未亡人が多い。②主食受給世帯が大半をしめている。③流入帰村世帯が多い。

⑤流入世帯には一般に放浪性が認められる。⑥家族的、個人的欠陥が指摘される。具体的には「夫が借金を苦にして自殺、夫が公金を使い込み行方不明、主人がメチル酒のみ失明、息子が放蕩で家産消滅、夫が肺病で永患いの後死亡、本人の精神病」としている。貧困化現状と人間破壊の関係が科学的にとらえることの重要性を感じさせる。

注6 前書、103頁～104頁。つづいて「社会福祉主事は単に被保護者が置かれている事態における不利な周囲の事情を軽減することに関心をもつのみでなく、その本人の行動に関心を持ち、その個人の社会的成長に貢献するような方法で保護しなければならぬのである。人間の成長はその個人の身体や精神や感情の欲求が、人生の初期において充足せられるかぎりにおいて達成されるのである。すなわちかくてこそ人間は幼児的な存在への自己中心的な没入から脱け出して社会へのもっと成熟した関心へ向かいつつ成長の方向へ自然に進むのである。従って人生の初期たる乳児期において、貧困な経済事情によって十分な栄養、それは彼等にとっては、感情と等価値なものであるが、これが与えられないときやまた青少年期において、貧困のためにその欲求が満たされないとき反社会的人間となるであろう。…このような人間の感情行動や成長の原理に関する現代の学問の光に照らして生活保護事業が実施せられるならば、必ずやその円滑なる運営が期せられるのみでなく、その窮極の社会的目的が効果的に実現されることになろう」（前書、104頁）そして「人間の理解」として「欲求挫折と退行」「攻撃、敵意、不安」…等々の適応理論が精神分析の心理学で述べられている。仲村優一氏は同時期の考え方を「(1)隋民観(2)心理主義(3)主観性」とのべている仲村優一「ケース記録を通してみた生活保護行政の変遷」日社大研究紀要第11集1963年、8頁～9頁)

注7 前書、134頁。この考えを当時、大阪において現業の現任訓練にあっていた、東田英夫教授は、「教訓」を次のように述べている。「…あまつさえ、生活保護基準の低劣さをはじめとして、活用さるべき社会資源さえもが、質的にも量的にも貧弱であるという重なる悪条件に想到すれば、クライアントの再起更生に対する希望や、期待は、まだ程遠いといわねばなるまい。ケースワークは、経済的悪条件をカバーするためにあるものではない。稀少な例外を除いては、経済的条件を無視してのクライアントの心理的自立は、考えられない。もしもケースワークにおける心理学的、精神分析学的処理方法がそれを可能と認めるならば、それはケースワークの身の程知らずであり、心理学や、精神分析学の思いあがりである。昭和27年米軍の地方事務部が米国に帰還するまで、わが国の社会福祉事務所（民生安定所）が貧困世帯に対する心理的操作をいかに勧告されても、ついにその世帯の心理的自立を、ほとんど達成し得なかったことは、生きた教訓であろう」（東田英夫「公的扶助サービスの構造」(≡)「社会問題研究」第10巻第3号所収)

注8 黒木著「社会福祉の手帳」137頁。ここでは最後に、シュバアイニッツ夫妻の言葉をあげて、「被保護者の精神分析的方法で、時間をとり、社会保障的理念の阻止」に対する批判には賛同のようである。当時すでに、サービス論争は初まっております、小川政亮氏の批判もあり、理念の不統一がある。また「社会福祉主事」の中にも黒木氏流の考えで流れているとはいえ、「第二部、現代貧乏ものがたり」は経済的側面を強調し、社会保障的側面の強調がある。つまり、社会保障と社会福祉の側面が二元論的にとらえられ、統一の把握が弱く、実践の課題では現場活動を混乱させて行く。

雑誌『社会事業』は、「28年1月から29年1、2月号にかけて『生活保護制度におけるサービス』論争を特集した。論争参加者は、黒木利克、木田徹郎、岡村重夫、大原竜子、池川清、小川政亮、田中嘉男の諸氏である。この論争は独立講和期を迎えて、制度とサービスという理論上の問題でもあるが、また合理化やデフレ下における社会事業対象層の増大、それに対する公的扶助の引き締めという国民的課題の中で問題となったことに注目される」<sup>(註9)</sup>と吉田久一教授は述べている。

この論争の中で、鋭い対立点となったのは、当時の厚生省保護課長黒木利克氏の「生活保護制度におけるサービスについての試論」<sup>(註10)</sup>と当時日本社会事業短期大学助教授小川政亮氏の「社会事業サービス論の意味」<sup>(註11)</sup>である。

黒木利克氏の論文を仲村優一教授の要約にしたがえば、「…ケースワークのサービスは保護決定以後の対象者の生活指導の場合に必要なことで、保護決定までの手続きは、サービスでもなんでもなく単なる事務にすぎないとする考え方が強かったのに対してサービスは、その事務に必然的に、同氏の表現によれば、粉薬を飲むに必要な水のごとく、伴っているものである」<sup>(註12)</sup>としている。しかし、その基本にある思想は「救貧法でついに解決できなかった依存性の幾多の問題は、財政的必要性を深く織り込まれているのであるから生活保護事業においてサービスが財政的援助から切りはなしうるとは考えられないのである。生活保護が財政援助のみに止まって、救貧法の失敗をくりかえし、社会の悲惨と重荷を加えるべきではあるまい。被保護者を防止し、元の状態に立ち戻らせ、更生させ、治療するためサービスを行なうべきものと思う」<sup>(註13)</sup>「…生活保護にサービスの必要なことについてはまた次の動かすことのできない事実がある。すなわちもし社会福祉主事が扶助費の給付のみをこととし、それ以上のサービスを行なわないならば、被保護世帯が食事や衣服に関して適正な、保護を受けているかどうかとも疑わしく、ある被保護世帯は、限られた扶助費で、栄養的に合理的な食料を買入れたりまたは家計のやりくりをうまくやるという問題等について主婦に対する助言や指導を必要とすることもあるに違いないし、また母親の人格上の問題、要保護家庭の児童の育成、その他の問題等々について多くのサービスの必要があるであろう」<sup>(註14)</sup>

注9 吉田久一「戦後社会事業思想史の問題点」独立、講和期をめぐって（日本社会事業大学研究紀要14集所収55頁）

- 注10 雑誌「社会事業」36巻1号(昭28年1月号)本論文と同一に近い論文が、「ケースの取扱い」(生活保護百問百答6集,昭和28年1月発行)の論文にのっており、厚生省の公式な見解として考えてもよいと思われる。なお、同巻、巻頭言には「古来から救済行政の懸案であった依存性の問題を解決できないばかりでなく、生活保護制度の能率的運営を阻害し制度の目的を果すことすら困難となるであろう。かかる弊害をさけるため、近代国家においては、公的扶助におけるサービスが強張され、特に現代のサービスたるケースワーク、サービスが行なわれているのである。」(黒木利克編「ケースの取扱」百問百答6輯1頁)
- 注11 雑誌「社会事業」36巻・7、8合併号(昭和28年8月発行)
- 注12 仲村優一「戦後における公的扶助制度の転回(一)」(日本の救済制度所収)372~373頁
- 注13 黒木利克「生活保護制度におけるサービスについての試論」(雑誌「社会事業」36巻一号6頁)この部分を小川政亮氏は次のように批判している、「それはあくまで、部分的、非本質的であって、今日の独占資本主義の窮乏化法則のきびしく作用する場から、生活困窮者の大群がふんだんに創出されてくるものであること、それは、本質的に困窮者の個人的性質にかかわりはないものであるということ、敢て依存的というなら、それはこのような体制の下では自力では生活できないからこそ、当然の権利として国家的扶助制度を利用するのであって、怠惰でも、根本的依存性からでもないことを見誤り、そのような当然の権利の行使者を以てそのまますべて依存的要保護者であり、怠惰になられた人であると論ずるのは、部分を以て全体視する不当を冒すもので……」(小川政亮「社会事業サービス論の意味」社会事業、36巻、7、8号)あると述べている。
- 注14 前論文7頁。小川政亮「社会事業サービス論の意味」では今の基準で一本社会福祉主事はどのようにして健康で文化化的な家計を立てるように指導できるというのであろうか、それこそアラジンの魔法のランプ以上の奇跡を期待するようなものである、しかもそれにも拘らず、基準が不当に低いことを誰よりも熟知している当局者が敢てこのように家計指導的サービスを云々せざるを得ないのは、他ならぬ基準が低いからこそ益々、それをカバーするために、その必要ができてくるからなのであろう。」(小川政亮前論文29頁)

小川政亮教授は当時保護課長の黒木利克氏の論文「生活保護制度におけるサービスについての試論」に対して、社会事業サービス論の意味が、「公的責任回避としてのサービス論」になると批判し<sup>(註15)</sup>「民主主義社会に適合するものとしてのサービス論」の必要性を、デ・シヴァイニツの論文に依りながら強調し、「公的扶助ワーカーとして要求さるべき最小限の態度として『懇切で思いやりのある』態度をあげ、人々に対するこのような、『愛情のこもった尊敬』の態度こそは、公的扶助行政においてこれだけはどうしてもなくてはかなわぬものであるとしている。……終始このような態度で公的扶助が行なわれることこそが、サービスでなくて他の何であろう。もとより公

的扶助の目的は生活困窮者に対する経済的保障にあるのであるから、公的扶助の実施は保護基準に従い収支を認定し、保護の適格性を決定し給付を行なうというような形で主として行なわれるのであるが、その際、それがどのような態度で行われるかという点にこそ、根本的問題があるのである。況んや今日の資本制社会においては、貧困は本質的に社会経済的原因にもとづくものであるから、経済的保障を行なえば足りるのが一般であるとともに、まさにそのゆえにこそ、いつでも、前記のごとき心情的態度が当然基底にならなければならないのである。こういった態度は決して一時的な感激や観念的理想的のみで獲得されるものでなく、それが身についたものとなるためには、社会事業従事者の訓練の終始を通して、たえず強調されるべき一つの目標でなければならぬことは、デ・シヴァイニツの指摘するところである。こういった態度が、訓練によって身についたものとなれば、おのずから、金銭給付以外のいわゆる臨床的サービスを必要とするような事態にも応じうるようになって行くであろう」<sup>(註16)</sup>しかし、公的扶助制度にまつわる資産調査の反サービス性をあげ、良心的公的扶助従事者のジレンマがあることを指摘しつつ、「社会事業従事者は、社会事業の本質を正しくはあくするとともにそれを飽迄・人民の権利を守るという方向に、推し進めて行かねばならない。そうやってこそ、サービスをしてサービスたらしめる方向へ進めて行かねばならない」<sup>(註17)</sup>としている。

注15 前論文「ケースの取扱」（百問百答）6集のケース事例を引用し、公的扶助従事者をして、特異なケースにのみ関心をいだかせ、一番日常のケースについては、サービスおよびケースワーク的考え方は、必要ないものとする誤った風潮を助長するおそれがないとはいえない。いわゆるサービス論がこういう現象と結びついてなされるとすればそれは結局において公的責任回避としてのサービス論という意味を持ってくることになるのではあるまいか」とい、もっと「興味あるケース」ではなく、無作為的に抽出されたケース例を民主主義的原理にもとずいて扱われているかどうか、ケース研究すべきだ」という。（小川政亮前論文、30頁）

注16 小川政亮前論文、28頁

注17 小川政亮前論文、33頁「しかもそれは抽象的理解によってではなく、自己自身労働者として自己の労働の価値貫徹をめざして労働条件の改善のために戦うところから生れる」とつづけて述べている。同教授のその後の単行本「権利としての社会保障」等はこの方向を守り「権利性」の観点より、法律学的方法で切り開いた苦作である。

この論争には参加しなかったが、青森県三戸社会福祉事務所主事村晃氏

の論文「公的扶助に対する一考察」では、貧困を経済社会的原因の法則性ととらえその上で、「公的扶助におけるケースワークは、公的扶助制度において使用される面があるとすれば観念的な道徳論者、マルサスの思想の克服である。われわれは、ケースワークを扶助費の削減のため、……使用し、勉強しては、非科学的な道徳論を是正し、人間の尊厳なことを知らしめ、恥辱感を払拭させ、人間としての権利を自覚させるためにこそ役立たせなければならない。」<sup>(注18)</sup>と述べている。

厚生省の田中嘉男氏の「サービス」によって発見される事実が「制度」をかえることにつながる指摘や<sup>(注19)</sup>木田教授の「一步一步」論の重要性<sup>(注20)</sup>は、占領軍よりの遺産の上に立つものである。しかし、黒木利克氏のとく「心理的」「サービス論」と「制度論」との対立の克服には、「貧困化」と「人間性崩壊」の過程の「実証的研究」とその「内的法則性」の把握の研究不足があり、それは当然「環境改善（生活保護法改善）」と「人間性崩壊の回復」の「過程」の研究が課題として残されていないだろうか。

注18 中村見「公的扶助に対する一考察」（『社会事業』S29年3月37巻2号，78頁）

注19 田中嘉男「生活保護事業におけるサービスの地位についての試論」（『社会事業』37巻第1号 昭和29年1月号において（「制度とサービスの関係」を「…扱ってサービスが終局的には、被保護者の経済的および人格的自立へのニードに対するものであってみれば、ここにおいてサービスが制度に従属するか、あるいは制度を改華する現動力になるかの、分岐点に立つことになる。結果としては法令に抵触してまでサービスはなし得ないのであるが、しかしながら、サービスの配慮の絶えざる働きが常に法令通知の解釈をその社会に最も適合した形に導いて行くことは疑いない」（前論文，31頁）と述べている。

注20 木田徹郎「公的扶助におけるサービスの問題」（『社会事業』（36巻4号昭和28年4月号）で「……かような場に置かれて、われわれは少しでも“ただ一歩だけ科学的に”という立場を再び固く踏み固めて、優れた専門家が得られなければならない程、自分自身が勉強しながらも、不完全であってもただ紙一重だけ従来より科学的取扱を試みねばならぬ。何故ならそれは『必要』があるからなのである。これは楽な道ではない。しかし今許されている唯一つの途なのである」（前論文，11頁）と述べている。

### III 仲村・岸論争をめぐって

昭和31年に日本社会事業大学教授仲村優一氏が同大学研究紀要に「公的扶助とケースワーク」を発表以来、昭和38年7月「第一回公的扶助セミナー」が箱根で開かれるまでの論争であった。その間、昭和35年の安保斗争をやま

にして日本の民主化運動も一定の前進をしたときであり、研究者と現業に大きな波紋を投じた。<sup>(註1)</sup>

注1 論文は次の通りである。

論文(1) 仲村優一「公的扶助ワーカーのあり方」(「大阪社会福祉研究」昭和30年7月号, “国民の側に立つ社会事業”の論争参加論文)当時、この論文に対しては岸教授よりの批判はないが、仲村理論形成の基礎論文である。

論文(2) 仲村優一「公的扶助とケースワーク」(日本社会事業短大研究紀要31年度)本論文は、そのリプトントが東京都民生局指導課の現任訓練誌「れんらく報」別冊として、東京都福祉事務所現業員には配布された。「…この論文が、翌33年には現任訓練係より現業に流れている」(東京都社会福祉会館「東京都における戦後社会福祉事業の展開」40年3月発行32頁)

論文(3) 岸勇「公的扶助とケースワーク—仲村氏の所論に対して—」(昭和32年10月「日本福祉大学研究紀要」第1号所収)

論文(4) 仲村優一「公的扶助とケースワーク—岸氏の批判にこたえて—」(雑誌「社会事業」昭和33年5月号)

なお、論文番号(2)(3)(4)が昭和33年5月号の雑誌「社会事業」にのり、研究紀要間の論争が社会事業ジャーナリズム上の論争となり、現業に関心をもたせた。昭和31年に東京中心に日本社会事業短大卒業生中心の研究サークル「社会事業新人会」(33年より公的扶助ワーカーが中心となり、昭和37年ころより東京公的扶助研究会、昭和40年より東京都福祉事務所現業員協議会へ発展し「公的扶助研究全国連絡会」の発起人の中心となった)は、昭和33年に「私たち新たち新人会にとって“公的扶助とケースワーク”という問題に取り組んできた年であった」(社会事業新人会研究紀要「公的扶助の諸問題」第一集1頁)といわしめている。

この間、仲村優一教授は、雑誌「生活と福祉」に昭和31年4月号より昭和32年9月号まで「福祉事務所とケースワーク」を連載し、具体的扱い方を同教授の立場から、述べられている。同教授は「適正化の過程で、公的扶助におけるサービス論も影をひそめた感があったが、その嵐がやや静まりかけた昭和31年春以降、筆者は雑誌『生活と福祉』誌上を借りて『福祉事務所とケースワーク』を連載、サービス論に対する一つの問題提起を行なった」(日本社会事業大学「日本の救貧制度」374頁)といわれている。昭和31年11月には、同教授は全国社会福祉協議会より今までの論文集をまとめて「ケースワークの原理と技術」を発行し、現業に大きな影響を与えた。

昭和35年までには、仲村優一教授は「公的扶助とケースワーク」(再論)(日本社会事業短期大学研究紀要「社会事業の諸問題」所収32年11月)「機能主義ケースワークと公的扶助」(日本社会事業短期大学研究紀要 第7集所収、35年3月発行)と論文を書き、昭和35年初めには「岸氏と筆者の論争は、一部の現業関係者の関心を呼び近年『生活保護における自立助長とケースワーク』の問題として、しばしば論議が聞わされてきたけれども、その内容が建設的な方向で十分に発展させられたとはいえないまま今日に至っている」と述べている。(日本社会事業大学編「日本の救貧制度」375頁)

安保闘争後、岸教授は次の論文を発表し仲村教授の理論への批判と現業への提言を行なっている。

論文⑤ 岸勇「再び仲村氏の『公的扶助ケースワーク論』に対して」（日本福祉大学「福祉研究」昭和37年3月発行）

(6) 岸勇「社会福祉主事に訴える」(日本福祉大学「福祉研究」昭38年2月) なお、この論争は、雑誌「生活と福祉」と共催で、自主的な神奈川県下の現業員有志と東京の「社会事業新入会」が同誌上と全国の公的扶助に関する研究会、現業員組織に呼びかけて行なった「第一回公的扶助セミナー」の中心テーマが「公的扶助ケースワークはいかにあるべきか」—仲村岸論争をめぐる一であり、同実行委員会の手で「仲村、岸ケースワーク論争の系譜」がタイプ印刷でまとめられている。その後岸教授は昭和40年2月風媒社より「公的扶助とケースワーク」として今までの論文をまとめて出版。なお仲村、岸論争点は、かつて、筆者は現業の観点より「最低生活費とケースワーク」「資産調査とケースワーク」「権利性助長とケースワーク」「専門職化とケースワーク」の4分類で整理したことがある(雑誌「生活と福祉」89号昭38年8月号)が、本稿では、理論的側面で整理したい。

### (1) 公的扶助におけるケースワークの位地

仲村教授は、「実践的問題」<sup>(註2)</sup>の視角から、保護引縮政策の後半(昭30年)より昭和33年ころにかけて、ゆわゆる「仲村理論」の発展をみる。

まず、「アメリカ社会事業より学ぶもの」として、第一に、「監督指導制度」における現業出身者の重視<sup>(註3)</sup>、そして第二にアメリカの公的扶助ケースワークは、「……保護申請者ないしは被保護者が、経済的にみて現に保護を要する状態にあるかどうか、あるとすればどの程度かを確認することが、唯一最大の任務と考えられている」<sup>(註4)</sup>のであり、第三に「経済給付としての公的扶助と、それ以外のサービスとは本来峻別すべき性質のものであること」<sup>(註5)</sup>を前提にしている。このことは、「保護率がさがること」が「仕事の成果があったことの証拠であるとしたり、自立更生と保護廃止を同義語に考えるような顛倒した考え方をもつこと」ではなく、「公的扶助ワーカーを含めて社会事業はおしなべて、もっともっと強く人間の価値と可能性に対して信頼を寄せるべきであり、社会事業の対象といえども本来的に信頼することのできる人格である、という信念に徹することが大切である」<sup>(註6)</sup>と述べている。

注2 仲村優一「公的扶助ワーカーのあり方」(「大阪社会福祉研究」1955年7月号所収3頁)「…おそらく、社会事業家に課された当面の課題は、正しく位置づけられた社会事業とは何かを理論的にきわめることよりも、よりよき社会を生み出すことにつながる社会事業をやるには、われわれはどうしたらよいのかというまさに実践的な問題の解明でなければならない、と思うからである」(現在



のわが国の社会保障体制は不備である。…そのことを強調することはいつまでもなく大切である。しかしある意味でそれ以上に大切なものは、この不備な社会事業をその胎内からつき破る力を、どうしたらわれわれが獲得することができるか、を考えることである」(前掲論文同頁)

注3 仲村優一前掲論文5頁

注4 仲村優一前掲論文6頁「…決してそこでは、そのケースの総合的な診断だとか、治療だとか、まして、更生意欲の助長、依存心の除去のためのサービスだとかを端的にとりあげるような行き方をしていない。そしてよくいわれるように、公的扶助ワーカーの主要な任務は『対象者自身が自ら被保護資格を確立する過程を側面的に援助すること』にあるとされている」(前掲論文同頁)

注5 仲村優一前掲論文6頁

注6 仲村優一前掲論文9頁

仲村教授は小山説(小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」95頁～96頁)が、「公的扶助の対象となる人のうち大半の者は単に経済給付を行なえば足りるのであるから、ケースワークなど考える必要がないとする」考え方<sup>(註7)</sup>であるが、この説への疑問点として、第一点が、「ケースワークを要せざるケースと、ケースワークを要するケースの、いずれにも共通に提供される経済的給付そのものをどのように行なったらよいかという問題」である。第二点は、「ケースワークを要するケースの場合には、経済的給付がケースワークの手段として用いられてよいとする考え方に誤った理論的根拠を与えはしないかという点である」<sup>(註8)</sup>そこで、今までの「通俗的ケースワーク」論や、小山説でいう「ケースワークを必要とするケース」処遇がともにおちいった「公的扶助をケースワークの下僕たらしめる誤謬」を克服し、現実の「公的扶助業務に即した第三の立場」が追求されねばならないことになる。生活保護法第一条における「最低生活保障」(A)と「自立助長」(B)の解釈を「A(社会保障的側面)の実現されることが当然B(社会福祉的側面)の結果を生み出すものとして、いかえれば、当然に自立の助長が生み出されるような方向で最低生活保障が考えられねばならないものとして公的扶助を見るのである」<sup>(註9)</sup>

注7 仲村優一著「ケースワークの原理と技術」と全社協発行 122頁。「経済的給付のみでは、自立を期待し得ないケースの場合には自立助長のためのケースワークが必要とされ、経済的給付はケースワークの全体的過程の一部として手段的に考えられているのである」と続けて述べている。

注8 仲村優一著 前書122～123頁。具体的には、次のように説明している。「すなわち、当該ケースの自立更生のためには、経済的給付の内容に若干の手加減を加えてよいとしたり、経済給付そのものを第二義的に見て収支認定の手続きを

杜撰に行なってもよいとする考え方に一つの根拠を与えはしないかという問題である」(前書 123頁)

注9 仲村優一著 前書126～128頁、この言葉に対して、岸教授は、次のように批判している。「…それは、氏自らが強く批判した当の『公的扶助をケースワークの手段とする』立場と本質的に同じではないか。魂は一つではないか。いずれにおいても、公的扶助におけるケースワークは自立の助長を目的とするものであり、経済給付はそのための手段に貶下されている。『自立助長のためのケースワーク』がかくで共通の立場となる。両者の相違は、単に仲村氏によって、余りにも素朴で直線的な経済給付の手段化がカムフラージされ、また緩和されたという点にあるにすぎない」(岸勇著『公的扶助とケースワーク』24～25頁)

岸教授は、「仲村氏とは反対に、公的扶助とケースワークを切離す……考え方こそ基本的に正しい立場に立っていると考える」と述べ、その理由として「第一にケースワークは公的扶助の課題である貧困の問題をさえも基本的にパーソナリティ等々個人的な問題に帰し、社会を個人に対してでなく個人を社会に対して適応させることによって問題の解決をはかろうとするものであると考えられるが、公的扶助は貧困を基本的に社会的な問題として認識し、従って貧困の原因および対策を個人のなかにはなく社会のなかに見出すということに基礎づけられている。この点に公的扶助を救済から区別せしめる基本的標識があるわけであるが、仲村氏のように前述のごとき本質をもったケースワークをこともあろうに公的扶助に、しかもそれと密接不可離なものとして導き入れてくるということは、たとえそれが後に述べるように民主主義形態をとる場合においても、畢竟、公的扶助をして真にその役割を果させるためには、公的扶助からのケースワークの排除こそ強調されねばならない」<sup>(註10)</sup>と述べている。

注10 岸勇著「公的扶助とケースワーク」—公的扶助批判—風媒社16～17頁。「貧困化」原因を「社会」か「個人」か、「公的扶助」か「ケースワーク」かという問題のたて方ではなく、「実践」の観点になつたならば、その個人にとって「環境変革」は同時に「自己変革」につながる関係としてとらえなければならない。つまり「社会」をかえて行く、「人間」の能動性をどうとらえるかである。「存在」と「意識」の関係において、「存在」の第一義的規定性を持ちながらも「意識」の側面の能動性のとらえ方の弱さがあるのではないだろうか。この点、忠津玉枝氏は「社会科学派が人間行動における経済的原因の優位性を論ずる場合、それは社会発展の認識における物質生産とその分配過程の優位性を前提とする唯物論の立場をふまえたものであったからである。しかし唯物論にもとづく方法論は、社会発展の過程のみならず人間の意識過程、人間性の形成過程をも一貫している点を軽視したのではないだろうか」(忠津玉枝「ソーシャル・ケースワーク論の検討」—人間性の科学への方向を求めて—社会問題

「サービス論争」で残された課題「貧困化と人間性崩壊」過程の法則的把握の問題につながっており、特に「公的扶助」の「存在」としての第一義的規定性の分析が、「権利性」のみ強張しているが、同時に「資産調査」(差別処遇)を不可分な内的法則性としてもっており、その法則に規定をうけながら意識に反映され、しかも意識の相対的「能動性」(人間性形成論)の重要性をも考える「構造」的把握の弱さが、「公的扶助処遇論構造」の科学化を遅らせ、現実的実証化を弱め、「制度論」と「サービス論」の不毛な論争の克服<sup>(注10)</sup>を弱めている。

注11 「制度、政策」と「行動」のメカニズムをめぐって、忠津玉枝氏は次のように述べている。「ソーシャル・ケースワークでは、主観と客観の関係の問題=意識と物質の関係の問題が即答を要請される領域である。そこでこの領域では、それぞれの個別科学の方法論のちがいを超えて、それらを貫いているような、それ自体・整合的で、包括的な認識論の体系が不可避免的に要請される。…結論を先に述べるならば、ソーシャル・ケースワークにおいては、その対象領域の特殊性からいって、このような認識論の体系の欠如が致命的な混乱の結果を齎したということにある。両者を統一的な観点から把握し、そうすることによって、それぞれの個別性を明らかにしていくことができなかったばかりでなく、同時に両者の相互関連性を実証的に確立することもまたできなかったのである。まさに、すりかえ、混同、癒着、分裂化と孤立化といった限りない混迷こそ、その産物であった。」(忠津, 前掲論文, 9頁)

## (2) 保護実施過程と自己決定

そこで仲村教授は「公的扶助にたずさわるワーカーの第一に考えなければならないことは、被保護資格 eligibility を決定し、かつその継続の条件が維持されているか否かを確認する、いわゆる収支認定の過程において、いかに対象者にとって意味があるように援助の手をさしのべるか、ということではない。換言すれば、まず対象者に扶助を与えてから、しかる後に自立助長のための生活指導のサービスを提供するというように、扶助とサービスを機械的に分離して考えることでなく、経済的給付を提供する過程そのものの中に、その過程を、対象者の力に信頼して彼本位に生かす工夫なり配慮なりを伴ないつつ、扶助が行なわれなければならないのである」<sup>(注12)</sup>

注12 仲村優一著「ケースワークの原理と技術」129頁。この原理の具体的な適用について、雑誌「生活と福祉」上の連載もの「福祉事務所とケースワーク」の中

で、「自己決定の原理」「資料源について」について述べている。

『自己決定』については、「つまり、ケース・ワークというのは、ケース・ワーカーが対象者に代って何かをしてやるのではなくして、対象者自身が自らの意思で決意し、行動するように仕向けることだというのである。……いいかえれば『あなたの収入はいくらですか』とたずねて、収入がつかめたら『それでは基準に照らしてこれだけ保護してあげます』というやり方でなく、『福祉事務所が法にもとずいてなしうることはかくかくのごとくです。こういう条件と照らしあわせてみて、あなたが被保護資格があるかどうかあるとすれば、どの程度保護がうけられるか、自ら証拠だてる資料を提供し、自分で決定して下さい』というような気持で認定の手续が行なわれなければならないのである。従って、保護の基準やその他の受給要件については、労をいとわずできるだけわかり易く、かつ詳細に説明しなければならない」（前書、40頁）

『資料源』については、「ケースワークの一般原則からいえば『本人自身を第一の資料源と考えよとあり、また『本人以外から資料をえよとするとときは、本人の諒解をえなければならぬ』とされているのであるから、前にも述べたように、もしも被保護者をケースワーク的に処遇することを前提とすれば、生活保護ケースの場合も当然この原則が守られねばならないことになる。…従ってたとえば、実際に行なわれているように扶養義務者を訪問して扶養の可能性について話しあう場合にも雇主のところについて収入について確認する場合にも、そんなことはワーカーとしてすべきでない強くいうことはできないまでも、せめてなぜそういう措置をとる必要があるのかについて本人とよく話し合い、諒解をえた上で、扶養義務者なり雇主なりを訪問するというやり方を徹底させるわけにはいかないものだろうか。こういう観点から見ると…「近隣の風評」などは、それを尋ねようとする事自体が問題になる」（前書43～44頁）

「…私がこれまでに話し合った現場のワーカーの人たちは、大きく分けて、二つのタイプにわかれるようである。その一は、どうも被保護者のいうことは信用できないので、本人以外の線で証拠固めをするのを建前としているという人たちである。右に挙げた例もこれに属する。もう一つは、こちらが相手を信用してかかれば、案外ありのままをすらすらと述べてくれるものですよ、と話ししていた比較的数の少ない何人かのワーカーたちである。私はまどろこしいようでも、この後者のやり方が福祉事務所の処遇方針として強くうちだされることを期待ってやまない」（前書46頁）

この仲村理論に対して岸勇教授は、「…かつてはケースワークという名が、公的扶助行政の制限的、人権侵害的の本体を陰蔽、合理化するために役立てられた。だが最近では、ケースワークの民主主義的性格を声高うたいあげることによって、それが奉仕している公的扶助行政そのものもまた民主主義的なものであるかのごとき、あるいはそうなり得るかのごとき幻想をあたえ、それによってその実体を陰蔽し、粉飾しようとする方法がとられるにいたった。」「公的扶助におけるケースワークの役割は、われわれに生産性向上運動におけるヒューマン・リレーションズのそれを連想させる」<sup>(註13)</sup>とし、この「保護手続過程」の「民主的」（クライアント参加）が「自立助長」「パ

「ソナリティの発達」につながるかについては、岸教授は「自立の基本的要素は経済的自立にあり、かつ経済的自立の喪失が基本的に社会的な原因にもとづくものである以上、言葉の正しい意味における自立は国家の雇用政策によって初めて真に助長、回復され得るものであること」<sup>(註14)</sup>として、「人間性形成＝認識過程」の軽視は、「変革」への「人間性」の欠除につながり、19世紀救貧法当時の「自立助長」（社会への「適応」のみ重視）から、新しい意味での「変革主体形成」としての「自立助長」の新しい課題の発見の欠如につながる。

注13 岸勇前書、29～30頁、「民主主義」の性格であるが、「手続過程の民主化」のみでは、一面では「生産性向上運動におけるHR理論」となり、現代合理化への奉仕の役割をもつかも知れない。しかし、「手続過程の民主化」のみでは、本質的矛盾は残っているし、「手続過程の民主化」があるが故に「より本質に近づける側面」をもっているのではないだろうか。「手続過程の民主化」が一時はその本質までも「民主的」というイメージを与えることができるから「手続過程の民主化」は全く「より本質的民主化」につながらないということはない。全体的に岸氏の発想に「民主主義」に対する進歩的役割の軽視がないだろうか。

注14 前書、25頁～26頁

仲村理論における「保護手続過程」の「民主化」（自己決定原則の適用）過程は「民主的ポーズ」としてではなく、クライアントの「客観的現実認識」の「過程」として位置づけなければならないし、この点は可能である。これらの論争点をもっと保護適用過程を出発点としながら、客観的現実に「適用」しつつ「変革」して行く「主体性（人間像）」の形成過程が研究分析の課題とならねばならない。

### (3) 対等な信頼関係の可能性

次に考慮すべき問題として、仲村教授は「ワーカーとクライアント関係」の平準化（対等な信頼関係）について述べている。「公的扶助を通じて結ばれるワーカーと被保護者の間の対人関係の特殊性についてである。本来、対象者の問題解決の過程で結ばれる専門的人間関係の特質は心理的に両者が平等の立場において自己理解と洞察へと導かれるごときものであることを理想とする。この意味でよくいわれるように、ワーカーの対象者に対する関係は命令や指示を伴う上下の指導関係ではなく、受容と相互理解にもづく平等の援助関係でなければならない」<sup>(註15)</sup>とし、「上下関係の傾斜」をできるだ

け「平準化」することでなければならないとした。

注15 仲村優一、前書、130～131頁。同書では、つづいて次のように「平準化の阻止要因」を二点あげている。一つは、「保護を受ける対象者にとっては、そのワーカーの援助を通じて経済的保障が成り立つという経験は絶対的なものであり、従って、どうしても、ワーカーに対して自らを一段と低い地位におくことになりやすい。……そこでは、ワーカーが示唆として示すことも心理的には命令として受け取られることになり、ワーカーに対する被保護者の態度は過度に卑屈なものとなる」(前書 131頁) もう一つは、日本の官尊民卑の思想である。「…わが国の場合、この生活困難者に共通な心理に加えて、黙っていても、上下関係になり易い公的扶助的対人関係の上下の傾斜を一層助長する諸条件がそれに加重されている」(前書、132頁)

岸教授の「先ず一般論的に言ってケースワークの民主的な限界の問題がある。……対象者自身の要求にもとづいて、あるいは少なくとも対象者の自発的な同意を得てケースワークがなされるものでない限り、彼へのケースワークの適用は不可避免的に彼の人権を侵害するものとなる」<sup>(注16)</sup>という批判がありながらも現業経験は「職場の民主化」<sup>(注17)</sup>と「対象者のグループ化」<sup>(注18)</sup>の可能性を示めしている。

注16 岸勇前書18頁

注17 (1)当時三鷹市福祉事務所の現業員であった西沢秀夫氏はこう述べている。「私たちは、問題を検討するに当たって、ワーカーの善意とか、対象者の側の官尊民卑の気分だとかいう従来用いられたきわめて主観的な概念に頼ることをせず、公的扶助という資本主義社会の中の一つの制度においては、ワーカー、クライアントとも、ともにそれぞれ互いに疎外された存在であるという事実を前提として、それぞれのお互いの人間性を疎外している公的扶助(日本の)特有の諸条件を検討し、これを回復するための諸条件を検討するという態度をとった。何故なら、このような態度をとってこそ、私たちの仕事が、この資本主義社会においてその生産関係のために、その人間性を疎外されている人々の、失われた人間性をとりもどす一般的な関いと結びつけられ、そのことによってはじめに積極的な意義を見出すことができると信ずるからである。このような態度をとり、このような角度から問題を検討するとき、私たちは、恐らく次のような非難に出遇うだろう。「それはケースワーカーの問題ではない」という非難に、このような非難に対しては、私たちは次のように答えるつもりである。「われわれにとって大切なのは、ケースワークの範疇でものごとを考えることなく、その反対にケースワークそのものをもっと一般的な立場から位置づけることであること。そして、その疎外条件として、

1. 客観的な原因 ①公的扶助制度そのものの持つ限界、②日本における特殊な問題としての低劣にして非民主的な保護基準、③不合理を支える基礎としての権力行政
2. 主観的な原因 ①ワーカー自身の官僚意識、②イデオロギー的基礎を与え

## 公的扶助ケースワーク論争の遺産と課題

るまちがったケースワーク理論、③ワーカー自身の労働条件の低劣さ、をあげている。

(2)なお、当時府中市福祉事務所現業員熊野正隆氏は、ワーカーの職場への適応類形として、次の三つをあげている。

①職場の「内部の人間関係にのみ適応し対象者との関係においては、相互に尊重された民主的な関係を構成しようということは全く考えない方法」である。これでは、「相員は職場生活においては上下関係の内部ではその関係を構成することにより安定した感情状態を保ち得るが、対象者との関係においては、その理想とする受容と相互理解にもとづく相互に尊重された民主的な平等な関係とはほど遠いものになるのではないか。

②「第二の方法は、両者の相異なる人間関係を使い分ける方法である。すなわち職場生活においては、上下の人間関係を構成するように行動し、対象者との関係においては平等な相互に尊重された人間関係を構成するように行動することであるが、それが相調和することのない人間関係の構成の仕方であると、相当員が継続的に職場生活を送っていかなければならないものであるゆえに、一時的には、可能であるとしても、永くそのように使い分ける態度をとることは不可能なことではないだろうか。…そして、対象者と担当員の関係は傾斜をもった上下関係になり易いのではないか」

③「第三の方法は、職場生活の内部の人間関係に適応することは全然考慮せず、また対象者との関係において、受容と相互理解にもとづく平等、民主的に、相互に尊重された関係にたとうとする方法であり、さらにこれを一歩進めるならば、内部の人間関係も民主的に、相互に尊重された関係により律しようとする方法である」このことは、「職場の内部で孤立するようになり、感情的な問題が発生する可能性があるし、担当員の行動は職場に適応した行動とはいいい難いのではないか」

まさに、仲村理論をおすすめるには「職場民主化」の課題をどうするかであった。(以上の紹介文は、昭和33年度、社会事業新人会研究紀要「公的扶助の諸問題」タイプ印刷、34年月発行)

注18 昭和34年ごろより、葛飾区福祉事務所の現業員をやっていた上坪陽氏は、次のような経験をのべている。「あるとき、その町で、生活保護を受けていた世帯の子供が急性腎炎になり入院しなければ生命にかかわるというので、地区担当員が病院へ入れるよう説得しにいったのですが、祖母は頑として入院を拒否しつづけました。祖母と地区担当員との間で、4時間以上も押問答がくりかえされるうちに、子供の容態は悪くなっていき、説得の応援にきた医師の判断を頼りに、地区担当員は救急車を呼び、町の住民が見守るなかを病院へ子供をつれていきました。救急車に子供を乗せるとき、祖母は『あんたたちは、その子を病院で殺すんだ。いくら厄介者だからといって、空気かなにかを注射して殺さなくてもいいじゃないか』と泣いて訴えるのです。病状が悪化していた子供は死に、祖母の信念はますます強固になりました。そしてこれはその祖母だけにとどまらずに、町全体へも広がっていきました。養老施設への入所も同様でした。この町から入所した老人が3年たって75才で死んだとき、町の老人たちは、やはり「少しずつ食を減らされていって殺されたのだ」とみんなで話しあって結論したのです。地区担当員はこうした偏見と偏見を生みだす土台に対して闘争することを決心しました。町では、歴代の地区担当員を「ゴキブリ」という愛称でよんでいましたが、彼が、どんな権利としての生活保護を力説し、考え

方を正そうと努力しても、個々に相手している間、その努力に対する反発さえみられない徒勞のようにみえました。…ところがあるとき、共同水道を囲んだ井戸端会場の最中に地区担当員が訪問したのです。とつぜん現われた彼に、5人の主婦と老婆たちは、はじめは沈黙していましたが、それまで彼が疑問に思っていた偏見についての解答が出されたのです。…要するに、『大震災のときも、その後も息子が戦死しても、お役所ではいつもわたしたちを厄介者あつかいしてきたし、人間あつかいなんかしてこなかった』ということなのです。5人はおたがいに確かめあい補いあって、あれこれのほんとに小さい出来事であっても、5人が共通で生活的に経験したことだけをしゃべりました。そして、その経験を物差しにして計れば、病院に入院することも養老施設に入所することも他人の意図による終末処理でしかないのです。『だからといってわたしたちは、お役所にたてついたことなんかない。いつもいわれたとおりにしてきたけれど、生命にかかわりあいのあるときは、問題は別だ』というのです」（上坪陽「地方自治と社会保障」1967年10月号「都市問題」59頁）「病院に入れられたら殺されるという『偏見』をもった老婆に対して個別的な話し合いで説得している間、彼女の実生活からつくりあげた信念を変えることはできませんでした。井戸端会議でたまたま数人が集まっていたときから、集団のなかの1人として老婆との対話がはじまりました。ケース・ワーカーの説明は集団で検討されあらためて疑問が提出されてきました。約一年半の間に、この井戸端会は、ゴキブリ・ワーカーが現われても平気になり、この地区住民からの被保護世帯に関する投書、電話も少なくなりました。そしてこの集団のめざましきは『厄介者』意識を徐々に権利意識に転換させていったことにあるのです。…老婆たちは、それまで、個々に権力の前衛としてのケース・ワーカーに対決するとき、自分の人間的な権利を放棄しても、権力の指示に従ったのですが、この上下関係を集団化によって対等の関係にしたのです」（上坪陽前論文68～69頁）

#### (4) 不備な行政の改善エネルギー

次に仲村教授は「不備な行政を胎内から改善するエネルギー」について「公的扶助が資産調査 Means Test を伴う以上は、その運営に必然的に対象者の人格を傷けざるをえない大きな限界が伴っているといえるのではないかという、バーンズ教授 E. Burns のような疑問もわいてこよう。この点は否定するわけにはいかないが、むしろそのゆえにこそかえって外から公的扶助行政のあり方そのものについての開明化が図られなければならないと同時に、内からワーカー自身の発展を通じて不備な行政の体系をその胎内から改善するエネルギーを蓄積しなければならないのである」<sup>(注19)</sup>と述べる。

注19 仲村優一「ケース・ワークの原理と技術」全社協発行 130頁なお、この考え方に対して、現業と同教授の考え方の変化は、「ソーシャル・アクションとどう関係するか」の課題をめぐってである。

(1)「せめて、被保護者への前向きな姿勢を守るために、各職場に任意的な研究サークルをつくってねばり強く、じみなそして基礎的な研究動を通じて、わ



## 公的扶助ケースワーク論争の遺産と課題

われわれの悩みを形成する問題を一步一步深めながら社会行動を含む次の行動に移れる仲間づくりから始めなければならないと思います」(拙稿「公的扶助ケースワーカーの人間性を破壊させるもの」雑誌「生活と福祉」33年11月号17頁)

- (2) 「…こういう情勢下において問題は方法としての社会事業論を、どのような方向で打ち出すかという方向性の感覚を社会事業にとり入れていく、あるいは方法としての社会事業を包んで存在するところの社会事業の体系を一つの歴史的現実として認識して社会科学的に追求する立場から社会事業を認識し、社会事業の将来の前進の方向に役立つ方法は何かであるかというように、方法論としての社会事業を考えてゆかなければならないのではあるまいか。…抽象的ないい方だが恐らくケースワーク、グループワーク等技術的なものを、単に実行の技術ではなくまさに歴史的実践の技術として使われるような方向はそれ以外にはないのではないか」(仲村優一「社会事業専門化のための技術論と斯業全般の前進のための方法論の二つを展開すべきである」34年11月14、15日全社協社会事業研究所主催第12回全国社会事業研究発表会共同討議、課題「社会事業と社会保障」への発言。雑誌「社会事業」35年1月号46頁)
- (3) 「…しかし、対象者は、保護基準が低いのだという。このとき『私も思うが、これは仕方がないんだ』とは言わずに、ケース・ワーク技術の一つとしての自己決定原理に従い、あくまでも問題解決はどのようにすればできるのかという問題の焦点を根気よく対象者自身が考え、行動するようなそして、その方法も対象者自身が考え、選び創造して行く方向によって次のよりよい集団活動(G.W)や、地域活動(C.O)や、社会行動(S.A)への橋渡しとなっていくのではないだろうか。この過程こそ、現在の日本の公的扶助の場面で必然的に要求される社会事業技術の実践的な役割があるのではないだろうかと思うのです」(35年6月5日、日本社会福祉学会関東都会シンポジウム「社会事業技術は貧困の問題をどのように扱ってきたか、どう扱えばよいか」での発言拙稿「公的扶助処遇論序説」46頁)
- (4) 「むしろ、豊かな純料技術性は十分に尊重されなければならない。問題はそれが、現代維持のための用具として用いられるかにかかっている。そして、ケースワークのごとき社会的技術は、その活用の社会的方向性が、問われることなしには、具体的な意味をもちえない。換言すれば、技術の社会的規定性を捨象して、技術を技術として用いることは、社会的技術においては自己矛盾でしかありえない」(仲村優一「ケースワークの日本の条件」社会福祉学第1巻、第2号1961年46頁)

岸教授は仲村教授の批判——「それならば一体岸氏の立場での、公的扶助ワーカーの具体的な実践の内容はどんなものなのであろうか」「ケースを目前にしたときに、ワーカーはどうすればよいのか、と聞かれたときに(岸氏は)何と答えるのだろうか」(註20)に対して被扶助者が「孤立しバラバラな状態にいる」個人としている限り、「彼を圧倒するかのごとくその前に立ちふさがる社会環境の、冷たくきびしい『ありのまま』の姿に、じかに直面さ

せられるならば、彼にいか程強い人格の力がそなわっていたとしても、到底これに敵し得ないことは誰の眼にも明らかである」「保護制度の改良→変革に向けて斗うエネルギーは、その芽をつみとられてしまうのである」<sup>(注21)</sup>として、岸教授は「階級的自覚」を訴え<sup>(注22)</sup>具体的には、「一つは要保護者の組織化をおし進めること、要保護者の組織を強化、拡大することです。その二は斗いの正しい構えをもつこと、そして斗いの正しい方向を打ち出すことです。」<sup>(注23)</sup>と述べている。

注20 仲村優一「社会事業」(第41巻第5号)14頁、この発言は昭和34年であり、岸教授の回答は昭和37年であり、この間に「扶助者の組織活動」も試みられ、職員側の「自治研運動」も行なわれてきた。

注21 岸 勇「再び仲村氏の『公的扶助とケースワーク』44～48頁「芽をつみとってしまう」と断定するが、長い人生の中で、本当にそうだろうか。行動には出なくとも、「人間観」「社会観」の潜在的变化があるのではないだろうか。「グループ化」というが、そこに行くまでの「個人的成長」の過程での問題の方が、より現実的に重要な課題ではないだろうか。

注22 岸 勇「社会福祉主事に訴う」(前書「公的扶助とケースワーク」所収63頁～70頁)「段級的自覚」の過程が次のようにとらえられている。「社会福祉主事は、まず第一に、その与えられている基本的役割が排貧であり、従ってまた、自分が要保護者に対しての態度が基本的に『差別』の態度であることを自覚しなければなりません」「そしてこの自覚のなかから、勃々として、われわれ社会福祉主事をそうさせてきたものに対する憤りをおぼえないではいられなくなるでしょうし、われわれと同じ階級の一員であり、われわれの仲間である要保護者の味方をしないではいられなくなるでしょう」と述べているが、「階級的自覚」のとらえ方が、観念的心情的であり、もっと、「利害」の問題つまり「要求」の問題から、「共通利害」としての「連帯」の問題が拡大されて行くのであり、扶助者の要求とワーカーの要求は一面対立、一面共通であり、扶助者の斗いは、扶助者自身の斗いが、基本であろう。ワーカーの役割は、岸氏のような観点にたったとしても、側面援助の役割である。「例えば、『弱き者は団結しなければならぬ』、『権利は不断に斗うことによるのみ守られる』と要保護者に語り聞かせること」と岸氏が言っても「ワーカーの側で自らの権利が斗えない」のに、扶助者にのべてみても、扶助者は信用しない。

注23 岸 勇前書73頁

「不備な行政を胎内からつきやぶるもの」として、「現業員」と「扶助者」の側から考えられるが、「現業員」の側から考えてみても、「ケースワーク」によってあきらかになった「行政の不備」が「その不備の改善」につながる「理論」として前述のアメリカ軍政当局の考えや、厚生省田中嘉男氏の意見が実行されるのには、「職場の民主化」が現業員によって提起されねばならなかった。<sup>(注24)</sup>

注24 岸 勇氏も、1963年7月仲村、岸論争をめぐって開かれた「第一回公的扶助セミナーの場において自己批判を行なっている。「それは、戦中、次の点についてであります。私は、この論文のなかでいくつかの具体的な問題——例えば特別基準設定問題、法第27条の解釈、運用の問題——をあげておりますが、これら、現在の生活保護法のもとでも、スジとしては通っておりその意味では、福祉主事として当然し得るはずのものだと思います。しかし現実に福祉主事がおかれている立場、条件の中では、スジとしては正しく、理屈としてはできることが、まさしくできないできないということ、そのみならず、これを個人の方で貫こうとすれば、彼は周囲から孤立せられ、ボイコットされ、かくて誠実な福祉主事は、次々と各個撃破され、反って全体としての反動的な潮流を推進することを助長する結果になるということ。このきびしい現実に対する認識の不足を強く自己批判します」(岸勇「公的扶助とケースワーク」75～76頁)

#### IV 今後の研究すべき課題

仲村理論は、「サービス論争」の民主的側面での遺産(隋民思想の否定、法施行過程の重視)を引きつぎながら<sup>(注1)</sup>「行政過程の民主化」の内容をおしすすめた積極的な意義をもっている。<sup>(注2)</sup>

注1 なお、仲村教授は、仲村理論を発展させた系譜として「自分のこれまでの公的扶助ケースワークの研究成果に負うところの大きいものとして、同僚の小川政亮氏の〈社会事業サービス論の意味〉や黒利李克氏の〈生活保護制度にけるサービスについての試論〉があるが、とくに小川氏の業績にはげまされたものが多い」(牛窪浩「戦後における社会事業理論の系譜について」社会事業、41巻3号9頁)と述べている。

注2 仲村理論は、安保を中心にして、民主化運動の高潮期は、「体制内化の役割をはたさせられていた」という批判もあったが、「安保前」と「安保後」の昭和38年ころより「一定の民主性の役割」と評価されている。

(1) 32年5月、「私の説はもっと政府当局に受けいれられてよいはずなのに、幸か、不幸か、私の説に対する相当に根強い反対の底流があるのを私は感じるのである」(『社会事業』33年、5月号、仲村優一「公的扶助とケースワーク——岸氏の批判にこたえて——」)

(2) 37年11月「…だが、論より証拠、仲村氏の公的扶助ケースワーク論は、現に保護ひきしめのかくれ蓑としての役割を演じつつある。試みに「生活保護百問百答」——この厚生省の役人によってかかれた保護運用指針の解説書——の第11編を開いてみよう。そこでは、まさしく収入認定の過程における「ケースワークの重要性が指摘されている。…第1に、ワーカーと要保護者との間の信頼関係の樹立が強調される。だが、それは、それによって「問わずして相手方が真実をつけずにはいられない」状態をつくりあげるためである。第2に、要保護者への『信頼』と彼の『自己決定』の尊重が強調される」(岸勇「再び仲村氏の『公的扶助ケースワーク論』に対して」)

(3) 40年5月「東京都における戦後社会福祉事業の展開」(東京都社会福祉会館)での当時における仲村理論の評価——「基本的な考え方は、ケースワーク論

の中での診断派導入の俗流化を批判して、方法論的には、機関の機能を中心にサービスを考える方法で、その基本的思想は、トール「人間に共通な要求」の民主主義的思想——特に保護者の権利尊重と client の能力を無限に信じる民主主義的思想である」（同書 3 頁）

- (4) 43年5月「しかし、最近気づくことは、決定実施の具体的調査活動のなかで①収入等事実確認のための事業所または関係先調査…が大した配慮なく機械的にしかも担当者自身何の抵抗もなく行なっている事実を見受けることである。…そしてこのような例外的な取扱いをする場合、なぜ関係先に照会なし直接調査を実施するのか、その理由、時期等を対象者に説明し了解を求めておく配慮があることはいうまでもない」（児玉良男「監査メモ」「生活と福祉」145号43年5月）

岸理論は、仲村理論における「社会的規定性」<sup>(注3)</sup>を分析しようとし、仲村理論におけるマイナス面への可能性の警鐘をならした意義は強いが、私の考え<sup>(注4)</sup>では、実践的課題においては「社会的規定性」分析が、もっと身近な問題領域での実証的な分析を通じて、その内的法則性が分析されない限り、教条化の批判をうけざるを得なかった。

注3 「…『自己決定の原理』について、『人間は自らの力で自身の生活を維持しようとする要求をもち、また本来それだけの力をもっているのだという、人格に対する信頼』を基礎にして『対象者が自らの意志で決意し、行動するよう仕向けること』であるというように、極めて一般的、抽象的にとらえられるにとどまって、その『社会的規定性』が捨棄されてしまっていた。そのため仲村氏の意図にかかわらず、そこからは「しばしばクライエントの問題の社会的性格を見失わせる危険性」がもたらされ、その結果、強調された『ケースワークの活用の社会的方向性』も曖昧なものにとどめられてしまったといつてよいだろう」（小松源助「ケースワーク論の展開——その心理主義への偏向の克服を中心として——日本社会事業大学編「戦後日本の社会事業」所収88頁）

注4 当時、私は現場で第一回公的扶助セミナーの立案にあたっており、実行委員会としては、仲村、岸理論も、現場の実践的課題となったとき、現場は、もっと複雑であり、力関係という条件がきびしくのしかかっつており、理論の現実遊離性は、絶対許されなかったので、両理論を現実の「泥にまみれさせる」という考えであった。

「仲村・岸論争」において「残された課題」は、「実践性」「社会的関係」の強調の出發が、現実的にはまだまだ「心情的」「教条的」アプローチであり、日本の公的扶助対象者の持っている「客観的事実関係」の把握より出發した理論ではなく、論争は当然かみあわず「立場論の相違」となって発展しなかった。第1に、「仲村理論」においても「岸理論」においても、公的扶助の「経済的社会的」規定性を「客観的事実」として、どうとらえるのか。そ

これは、「公的扶助」制度をつらぬく「客観的法則性」の把握が不十分で「資産調査」と「権利性」の矛盾関係の法則的把握が残されていた。「歴史的」には「排貧」と「権利助長」の関係と展望の課題であり、「社会的」には、現在の「社会構造」の中でどういう関係になっているかの実証的研究である。

第2に、環境変革（保護基準と法体制）と自己変革（人間性再建と助長）の統一的把握における「人間像」研究の課題である。それは新しい意味での「自立助長」の課題でもある。

第3に、その人間像形成過程への「ワーカー側の働きかけ」をめぐっての「意識性」の課題は、特に社会福祉主事の「専門性」の科学的內容研究の課題もある。

しかも、これらの「理論的」課題は、日本の具体的な「客観的現実」の中での実践の中から総括されねばならず、そのためにはきびしい「実践」の場における「民主的」「自覚的」な実践主体の形成が大きな課題であった。<sup>(注5)</sup>

**注5** この時期までの論争をふりかえてみると、まず発言者の社会的地位の変化にきずく。占領軍、厚生省当局→研究者の批判的発言→現業員の発言という流れであり、「公的扶助処遇論をめぐっての「民主化過程」でもあり、「理論と実践の統一」への苦斗の方向でもあった。

昭38年以降、研究者側からの発言は減少し、「現業員」の側からの発言が多くなる。公的扶助ケースワーク理論の再構成をめざすならば、どうしても、「現業からの発言」「扶助者からの発言」を集め分析する必要がある。

## An Analysis of the Factors Causing Farmer's Shift Away from Agriculture

Tadayuki SUGIUE

The purpose of this article is to identify the factors causing farmers to leave agriculture and shift to other occupations. A case study has been carried out in an area (Takinoue Machi, Monbetsu County, Hokkaido) where the declining tendency of agricultural population is conspicuous. The general and fundamental factors are found to be: Firstly, the low level of agricultural income, and secondly, the declining number of people willing to work on the farms.

## The Legacy of the "Public Assistance Case Work Controversy" and the Remaining Issues (I)

Kyuichi SHIRASAWA

Case work was introduced to Japanese public assistance administration by the American Occupation authorities after World War II, which emphasized people's right to receive public assistance as against the former Japanese administrative principle which was characterized by benevolence.

This article reviews (1) the controversy involving the idea of public assistance service that took place when the governmental policy was shifted toward the one restraining public assistance as the American influence was diluted, (2) the controversy between Professors Yuichi Nakamura and Isamu Kishi concerning the proper place of "case work" in public assistance, and (3) the legacy of the controversies and the problems that have been left for us to explore.

## On Nature in Cid Corman's Poems on Japan *in in good time*

Yorifumi YAGUCHI

The first part of this paper is dedicated to the study of nature as it appears in his poems on Japan. He sees nature as calm quiet,